

ノリ養殖等重油被害に対する漁業経営サポート資金の適用について

平成31年1月に仙台塩釜港で発生した重油流出事故によるノリ養殖等の被害（以下「ノリ養殖等重油被害」という。）は、養殖業者等の漁業経営に重大な影響をもたらしており、漁業経営の維持及び安定に向けた支援が緊急かつ重要な課題となっております。

県では、このような状況を踏まえ、ノリ養殖等重油被害を漁業経営サポート資金が適用される災害等として指定（以下「指定災害等」という。）し、被害を受けた漁業者に対して資金繰りの支援を行います。

貸付条件等につきましては下記のとおりですので、御利用を希望される場合は取扱金融機関の窓口までご相談ください。

記

- 1 対象者 指定災害等によって漁業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた漁業者
- 2 資金使途 漁業経営の維持及び安定を図るために必要な運転資金
- 3 貸付条件
 - (1) 貸付限度額 500万円又は指定災害等による漁業被害額のいずれか低い額
 - (2) 貸付利率 無利子
 - (3) 償還期間 2年（据置期間1年以内）
- 4 受付期間 平成31年2月4日（月）から平成31年3月11日（月）まで
※貸付実行は平成31年3月29日（金）までに実施

※ 平成31年4月以降については、資金の需要動向を踏まえ、平成31年度当初予算成立後、必要に応じて期限延長等の手続きを行います。

- 5 取扱金融機関 宮城県漁業協同組合

※ 本資金を借り入れる場合には事前に金融機関による審査を受ける必要があります。

※ 別途、宮城県漁業信用基金協会への保証料が必要になる場合があります。詳細は金融機関にご相談ください。

6 お問い合わせ先

宮城県 農林水産経営支援課金融班 (☎ 022-211-2756)
仙台地方振興事務所水産漁港部水産振興班 (☎ 022-365-0192)

宮城県漁業協同組合 信用共済部融資管理班 (☎ 0225-21-5715)
塩釜金融センター (☎ 022-361-9210)

以上